「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について
ー市民の皆様から意見を募集しますー

保育所等の入所については、定員を超えて申し込みがあった場合に利用調整を行うこととされています。本市においては、「川崎市保育所等の利用調整実施要綱（以下「要綱」という。）」の別表「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（以下「利用調整基準」という。）」に定めるランク・指数・項目点に基づき、就労証明書等の提出書類から各世帯の保育の必要度合を点数化し、施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としています。

同基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。

今回、国から示された就労証明書の標準的様式を採用するにあたり、新たに利用調整基準の見直し等を行う必要が生じたことから、要綱を改正し、令和９年４月入所の利用調整から適用する予定としています。この利用調整基準の見直しに関する要綱の改正や取扱いの変更にあたって、広く皆様からの御意見を募集します。

１ 意見の募集期間

令和８年６月３日（水）から７月３日（金）まで
※郵送の場合：令和８年７月３日（金）必着
持参の場合：令和８年７月３日（金）１７時１５分まで
（開庁時間：土日祝日を除く８時３０分から１７時１５分まで）

２ 資料の閲覧場所

川崎市役所本庁舎復元棟２階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、
川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。
※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

３ 意見の提出方法

御意見は、意見提出フォーム、郵送、持参、ＦＡＸのいずれかでお寄せください。
◆意見提出フォームは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、当該パブリックコメントのページ内に掲載している意見提出フォームから送信してください。
◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」 及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

４ 意見募集結果の公表時期

令和８年８月
◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

５ 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
電話 044-200-3727　FAX 044-200-1518

４　利用調整　　（利用案内から抜粋）

（1）ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」（20ページ～、以下「利用調整基準」という。）に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況（提出書類）で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指数に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

なお、育児休業に関する同意書・申出書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。」を選択した場合は、ランク等に関わらず利用調整の優先順位を下げる取扱いとなります（「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（令和６年４月５日付けこども家庭庁事務連絡））。ただし、育児休業の延長を許容できる方についても、申し込んだ保育所等の利用定員に空きがある場合は入所内定となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表１（20ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

（例）次のａ世帯とｂ世帯では、ａ世帯が優先されます。

ａ世帯	世帯ランクＢ	＞	ｂ世帯	世帯ランクＣ
父ランク：Ｂ 母ランク：Ｂ			父ランク：Ａ 母ランク：Ｃ	

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表２「同ランク内での調整指数表」（21ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表３「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（22ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表３においても同点となった場合の取扱い」（22ページ）により、養育している子どもが３人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします（22ページ参照）。

＜複数の保育を必要とする事由に該当する場合＞

・同一の保護者が複数の保育を必要とする事由に該当する場合、利用調整は主たる事由に基づいて行います。
・時間数によりランクが変わる事由については、それぞれの時間数を合算してランクを判定します。

＜例＞

保護者の状況	主たる事由	ランク	指数
父：就労 140 時間 母：就労 １１０ 時間、就学 30 時間 ともに就労実績１年以上 育休明け	父：就労 母：就労	A	6 （父母就労実績：４点） （育休明け：２点）
父：就労８０時間 母：就労 140 時間 父就労実績１年以上、母８か月 父身体障害者手帳２級 認可外保育施設利用	父：心身障害 母：就労	A	8 （障害者手帳：５点） （認可外保育施設：２点） （母就労実績：１点） ※父の主たる事由が心身障害のため、父の就労実績２点は付かない

（2）内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います（**希望できる園数は第20希望までですが、通園可能な範囲で申請してください。**）。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設１か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については「（4）兄弟姉妹２人以上で申し込む場合の条件について」をご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】
Ｐ保育園　１歳児クラス　受入数　２人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	Ａ－７－１	第１希望	内定（Ｐ保育園）
申請者②	Ａ－６－３	第２希望	第１希望（Ｑ保育園）で内定
申請者③	Ａ－６－２	第３希望	第１希望、第２希望で保留⇒内定（Ｐ保育園）
申請者④	Ｂ－５－１	第１希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども３人以上	世帯の所得状況
申請者ａ	Ａ－６－１	該当	６００万円
申請者ｂ	Ａ－６－１	該当	６５０万円
申請者ｃ	Ａ－６－１	該当なし	４００万円
申請者ｄ	Ａ－６－１	該当なし	５００万円

優先順位　高

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表１

番号	保護者の状況		細　　目	ランク
1	居宅外労働 (自営を除く) (注１)		月実働１４０時間以上就労	A
			月実働１２０時間以上１４０時間未満就労	B
			月実働１００時間以上１２０時間未満就労	C
			月実働８０時間以上１００時間未満就労	D
			月実働６４時間以上８０時間未満就労	E
			就労先確定(注２)	F
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) (注３～５)	中心者	月実働１４０時間以上就労	A
			月実働１２０時間以上１４０時間未満就労	B
			月実働１００時間以上１２０時間未満就労	C
			月実働８０時間以上１００時間未満就労	D
			月実働６４時間以上８０時間未満就労	E
			就労先確定(注２)	F
		協力者	月実働１４０時間以上就労	B
			月実働１２０時間以上１４０時間未満就労	C
			月実働１００時間以上１２０時間未満就労	D
			月実働８０時間以上１００時間未満就労	E
			月実働６４時間以上８０時間未満就労	F
			就労先確定(注２)	G
3	妊娠・出産		出産予定日の約２か月前(多胎妊娠の場合１４週前)から出産後２か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合　切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・ 心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は１か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳１・２級(聴覚障害３級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	A
			疾病・負傷の治療や療養のため１か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、１か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号１の細目を準用	A～E
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号１の細目を準用。ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号１の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号１の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H
9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注６)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号１と２の細目を準用	A～F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A～H

注１　常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。
注２　入所月内に就労することが決定していること。
注３　経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。
注４　内職従事者については、協力者の細目を適用する。
注５　各細目の区分の判断は番号１に準じて行う。
注６　就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

「同ランク内での調整指数表」

別表２

項　　目	細　　目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表１にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「⑸　別表１で優先されている「ひとり親世帯等」・「⑹別表１で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	１５
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア　配偶者との離婚又は死別 イ　配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ　配偶者から6か月以上遺棄されている エ　婚姻によらないで母になった女子 オ　離婚を前提に6か月以上別居している女子	１０
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	１０
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注１)	７
	⑸　別表１で優先されている「ひとり親世帯等」 別表１「９　市長による特例　ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注１)	７
	⑹　別表１で優先されている「生計中心者の失業」 別表１「９　市長による特例　生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注１)	７
	(7)　既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（注1）（注２）	７
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注１)	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	７
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	２
就労実績 (注３)	利用希望日時点で１年以上の就労実績がある場合	２
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	１
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	２
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	１
同居の親族等の状況 (注４)	同居の親族その他の者が６５歳未満の場合	－３
	同居の親族その他の者が６５歳以上の場合	－１
産休明け又は育休明け (注５)	産休明け、育休明け予定者(４月１日入所については、一次選考の申込期限以降から４月中（又は5月1日）の復帰者を含む。)	２
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	１０
保護者が重度の心身障害の場合(注６)	身体障害者手帳１・２級(聴覚障害３級含む)、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａの交付を受けている場合	５
	療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２・３級の交付を受けている場合	３
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	１５

注１　その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。
注２　合計指数が７点となる世帯と、同ランク同指数で競合した場合は、利用調整基準別表３「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況（７）以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。
注３　児童の保護者が別表１の番号１又は２に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。
注４　同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。
注５　「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。
注６　児童の保護者が別表１の番号４(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。
注７　合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表３

項　　目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳１・２・３級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注１)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注２)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注３)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が１年以上になる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注３)(注４)(注５)	１～５
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が１歳以上になる世帯(注６)	1
~~就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注７)~~	~~1~~
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注８)	０ ～ -3

注１　障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
注２　利用希望日時点で６か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も１か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から１か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
注３　預けている期間に応じて重複適用する。
注４　生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(２年6か月、３年６か月、４年６か月、５年６か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が１か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として１か月を加えることとする。
注５　預けている期間が１年以上になるごとに１点を加算する。
注６　当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
~~注７　就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。~~
注~~８~~７　保育料の滞納状況により最大－3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納状況が解消に向かっている場合にはこの限りではない。

「別表３においても同点となった場合の取扱い」

別表３においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが３人以上の世帯(注１)
2	所得状況のより低い世帯（注２）

注１　養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のことをいう。
注２　所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について（案）

1　保育所等の利用手続について

（1）保育の必要性の認定

〇保育所等の利用申込にあたっては、保護者の就労や疾病等「保育の必要性」の認定を受ける必要がある。

〇就労を事由として認定を受ける場合には、実働時間数や就労実績等について雇用主が証明する「就労証明書」の提出を求めている。

（2）就労証明書に関する国の動向

〇就労証明書については、従前から、各自治体で保育所等利用調整に必要となる項目を定めた独自様式を使用していたことから、**企業側では、従業員の居住自治体ごとに異なる様式で作成する必要があり、その事務が負担**となっていた。

〇国は、企業側の負担に鑑み、**就労証明書の「標準的様式」**を示し、各自治体は、原則として標準的様式を使用することとされた。

➢ 令和5年通知「就労証明書の標準的な様式について」
標準的様式では項目が不足する場合、各自治体の判断で「追加的記載事項」を設定することが可能。**令和6年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められた。

➢ 令和6年通知「追加的記載事項の活用状況に関する調査について」
追加的記載事項の設定状況が自治体ごとに異なるため、更なる統一化を図る目的で活用状況に関する調査を実施。調査結果に基づき、標準的様式に追加する6項目が選定され、その他の約60項目については就労証明書の記載事項から除外された。

➢ 令和6年9月30日子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）の一部改正
新たな標準的様式が規則様式として定められ、**令和7年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められることとなった。

（3）川崎市の対応状況

〇本市では、**令和5年通知時点の標準的様式に追加的記載事項を設定した就労証明書**を「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」（以下「要綱」という。）に定め、保育所等の利用調整を実施している。

〇本市において新たな標準的様式を採用した場合、**現行の保育所等利用調整基準の運用において一部支障が生じる**ことから、**要綱改正（利用調整基準の見直し）が必要**となる。

2　保育所等利用調整の概要

〇保育所の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。（児童福祉法第24条第3項）

〇利用調整においては、「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・項目点に基づき、就労証明書等の提出書類から各世帯の保育の必要度合を点数化

⇒施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としている。

【各施設における利用調整のイメージ】
Ｐ保育園　１歳児クラス　受入数　２人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	Ａ－７－１	第１希望	内定（Ｐ保育園）
申請者②	Ａ－６－３	第２希望	第１希望（Ｑ保育園）で内定
申請者③	Ａ－６－２	第３希望	第１、２希望で保留⇒内定（Ｐ保育園）
申請者④	Ｂ－５－１	第１希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども３人以上	世帯の所得状況	【優先順位】
申請者ａ	Ａ－６－１	該当	６００万円	【１位】
申請者ｂ	Ａ－６－１	該当	６５０万円	【２位】
申請者ｃ	Ａ－６－１	該当なし	４００万円	【３位】
申請者ｄ	Ａ－６－１	該当なし	５００万円	【４位】

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について（案）

3　就労証明書及び利用調整基準の見直しについて

（1）就労証明書の本市独自項目（抜粋）

14	過去1年以内の勤務体制の変更	勤務体系の変更期間	年　月　日 ～　年　月　日							
		変更前の就労時間（休憩時間を除く）	月間　時　分							
15	過去の育休履歴	□ 有　□ 無	期間	年　月　日 ～　年　月　日						
			期間	年　月　日 ～　年　月　日						
17	給与支給実績（※） ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額（税・社会保険等の控除前金額）	年月	年　月	年月	年　月	年月	年　月	時給（時給制の方）		
		□ 見込	円	□ 見込	円	□ 見込	円	円		
		※項目7に記載した期間の給与支給実績を記載してください。なお、項目7・17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす時点（月）の実績になります。（雇用契約上の日数を満たす実績が確認出来ない場合は雇用契約によらず記載された就労日数により判断します。） また、3ヶ月間の実績がない場合は、見込みを記載してください。								

（2）就労証明書及び利用調整基準等の見直し

○令和9年4月入所から、**独自の追加項目を廃止し、国の標準的様式を使用**する。

○項目14「過去1年以内の勤務体制の変更」
過去1年以内に、就労先に変更なく、ランクの変動を伴う就労時間数の変更があった場合の指数「就労実績」の判定に使用。
➢ 他の記載項目等により判断可能であるため、当該項目は廃止する。

○項目15「過去の育休履歴」
要綱「別表3においても同点となった場合の取扱い」における「所得状況のより低い世帯」を判定する際の課税年度の判断に使用。入所日の属する年度の前年度（前々年分）の合計所得において育児休業の取得期間がある場合、育児休業中は原則として無給となる（育児休業給付金は合計所得に含まれない。）ことから当該期間を除外し、直近の年に遡って算定している。
➢ **他の要因による所得状況の変動は考慮していない**ことや、**他の政令市・特別区において同様の取扱いを採用している事例は確認できない**ことから、当該項目を廃止し、パブリックコメントを実施の上、次のとおり運用の見直しを行う。

現行	見直し後
対象の年に**育児休業中の期間がある場合には、育休を取得する前の直近の年**に遡る。	**育児休業の取得状況に関わらず、前年度の合計所得金額により判定**する。

○項目17「給与支給実績」
要綱別表3「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の判定に使用。
➢ 項目の廃止に伴い利用調整基準の見直しが必要。**パブリックコメントを実施の上要綱を改正し、令和9年4月入所に係る利用調整から適用**する。

要綱別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（抜粋）

就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（項目点：1）	→	**廃止**

4　スケジュール案

令和8年5月13日	こども施策庁内推進本部会議検討部会
5月27日	文教委員会（パブコメ実施報告）
6月3日～	パブリックコメント実施
8月頃	文教委員会等（パブコメ結果報告）
8～9月	市民周知（9月下旬に配布の利用案内にも掲載）
10月	要綱改正 **令和9年4月入所の利用調整から適用**

利用調整基準見直しスケジュール案

項目	R8.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
議会	★文教委員会　（パブコメ実施報告）			★文教委員会　（パブコメ結果報告）			
パブコメ等意見聴取		★パブコメ（利用調整基準） ★子ども・子育て会議 教育・保育推進部会（報告）			★子ども・子育て会議 教育・保育推進部会（報告）		
市民周知等				★各区役所等に制度周知		★利用案内配布 （利用調整基準を明記）	
庁内検討	★素案確定 ★こども施策庁内推進本部会議（課長級）			★こども施策庁内推進本部会議（課長級）		★（R9.4利用調整～） 運用開始	
事務手続等					★利用案内（入稿）	★要綱改正	

様式第一号（第二条第二項第二号、第十一条第二項第二号、第二十八条の三第二項及び第二十八条の八第二項関係）

国の標準的様式

就労証明書

宛

証明日	西暦　年　月　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	―　―
担当者名	
記載者連絡先	―　―

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　）
2	フリガナ 本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　□ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） □ □ □ □ □ □ □ □ 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 就労時間（変則就労の場合） 合計時間　□ 月間　□ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　□ 月間　□ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　日／月　時間／月 年月　年　月　日／月　時間／月 年月　年　月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病休　□ その他（　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	□ 復職予定　□ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
16	育休延長可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
17	単身赴任期間（予定を含む）	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　生年月日　年　月　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）

第2号様式

川崎市様式

就労証明書

宛

証明日	西暦　年　月　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	―　―
担当者名	
記載者連絡先	―　―

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　）
2	フリガナ 本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　□ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） □ □ □ □ □ □ □ □ 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 就労時間（変則就労の場合） 合計時間　□ 月間　□ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　□ 月間　□ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　日／月　時間／月 年月　年　月　日／月　時間／月 年月　年　月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病休　□ その他（　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	□ 復職予定　□ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無
14	過去1年以内の勤務体制の変更	勤務体系の変更期間　年　月　日 ～　年　月　日 変更前の就労時間（休憩時間を除く）　月間　時　分
15	過去の育休履歴	□ 有　□ 無　期間　年　月　日 ～　年　月　日 期間　年　月　日 ～　年　月　日
16	雇用の更新の有無 ※有期雇用の場合	□ 有　□ 有（見込み）　□ 無
17	給与支給実績（※） ※賃与一時金、通勤手当を除いた給与額（税・社会保険等の控除前金額）	年月　年　月　□ 見込　円 年月　年　月　□ 見込　円 年月　年　月　□ 見込　円 時給（時給制の方）　円 ※項目7･17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす時点（月）の実績を記載してください。尚、項目7･17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす実績が確認出来ない場合は雇用契約によらず記載された就労日数により判断します。）また、3ヶ月間の実績がない場合は、見込を記載してください。
18	備考欄	